

厚生労働省発表
平成17年12月14日

職業安定局高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課
課長 土屋 喜久
主任障害者雇用専門官 白兼 俊貴
課長 補佐 長島 由幸
障害者雇用専門官 浅賀 英彦
電話 5253-1111(内)5784,5853,5857
3502-6775(直通)

民間企業の障害者の実雇用率は、1.49%

(平成17年6月1日現在の障害者の雇用状況について)

～雇用支援策を活用しつつ、雇用率達成指導の一層の強化を図る～

障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)は、1人以上の身体障害者又は知的障害者(以下「障害者」という。)を雇用することを義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における障害者の雇用状況について報告を求めている。

厚生労働省では、今般、平成17年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめた。

一般の民間企業(56人以上規模の企業)においては、

雇用されている障害者の数(注)が、前年に比べて4.3%(約1万1千人)の増加となったこと

実雇用率が、前年に比べて0.03%ポイント上昇し、1.49%となったこと

法定雇用率達成企業の割合が、前年に比べて0.4%ポイント上昇し、42.1%となったこと

等、障害者雇用の着実な進展が見られるものの、一方で、

中小企業の実雇用率は引き続き低い水準にあり、特に100～299人規模の企業においては、実雇用率が1.24%(前年比0.01%ポイント低下)と、企業規模別で最も低くなっていること

1,000人以上規模の企業においては、実雇用率は1.65%(前年比0.05%ポイント上昇)と高水準にあるものの、法定雇用率達成企業の割合は33.3%と、企業規模別で最も低くなっていること

等、改善を要する点も多い状況となっている。

このため、厚生労働省としては、今回の集計結果を踏まえ、民間企業に対する法定雇

用率達成に向けた指導の一層の強化を図ることとし（下記「ポイント」及び 参照）、年内に職業安定局長から各都道府県労働局長あて通達を発出するとともに、主要な使用者団体に対しても、障害者雇用の促進に向けた協力を求める要請を行うこととした。

《今般の集計結果を踏まえた対応の強化（ポイント）》

次期報告（18年6月）に向けた、雇用率未達成企業に対する指導の強化等

- (1) 雇入れ計画作成命令を発出した企業に対する強力な指導
（現行の命令発出基準 = 実雇用率 1.2%未満 かつ 不足数 5人以上）
- (2) 1人不足企業の解消に向けた取組
- (3) 0人雇用企業における障害者雇用の促進
- (4) 中小企業の事業主団体との連携による障害者雇用の促進

雇用率達成指導の強化（雇入れ計画作成命令の発出基準等の見直し）

～次期報告（18年6月）に基づく指導から適用

- (1) 中小規模の0人雇用企業に対する指導の強化
（法定雇用数が3～4人であるにもかかわらず0人雇用の企業に、計画作成命令を発出）
- (2) 不足数が多い企業に対する指導の強化
（実雇用率が1.2%以上であっても不足数10人以上の企業に、計画作成命令を発出）
- (3) 企業名の再公表を前提とした継続的指導の実施等
- (4) 雇入れ計画の適正実施の促進等

また、国及び地方公共団体の機関においては、都道府県等の教育委員会を除き、全体として法定雇用率を達成している状況にあるが、法定雇用率未達成となっている機関も少なくないことから、引き続き法定雇用率達成に向けた指導を強力に行うこととし、上記の職業安定局長通達において、併せてその旨を各都道府県労働局長に対して指示することとした。

（注）雇用されている障害者の数については、重度障害者（短時間労働者以外の身体障害者及び知的障害者）については法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。

障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況

(1) 一般の民間企業

雇用されている障害者の数、実雇用率

1.8%の法定雇用率が適用される一般の民間企業（56人以上規模の企業）におい

て雇用されている障害者の数は269,066人で、前年より4.3%（約1万1千人）増加した。このうち、身体障害者は229,061人であり、知的障害者は40,005人であった。

実雇用率は1.49%（前年は1.46%）、法定雇用率達成企業割合は42.1%（前年は41.7%）であった。

（総括表1(1)、詳細表1(1)・(4)）

企業規模別状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、すべての企業規模で前年より増加した。

実雇用率は、56～99人規模企業では1.46%、100～299人規模企業では1.24%、300～499人規模企業では1.46%、500～999人規模企業では1.48%、1,000人以上規模企業では1.65%であり、100～299人規模企業においては前年より低下した。

法定雇用率達成企業割合は、100～299人規模以外のすべての規模の企業で上昇した。（詳細表1(2)、2(1)・(2)）

産業別状況

産業別では、雇用されている障害者の数は、鉱業及び電気・ガス・熱供給・水道業では減少したものの、その他の業種では増加した。

一般の民間企業における平均実雇用率と比較すると、

* 医療・福祉(1.80%)、農、林、漁業(1.80%)、電気・ガス・熱供給・水道業(1.78%)、製造業(1.68%)、鉱業(1.68%)及び運輸業(1.66%)では、それぞれ上回ったが、

* 金融・保険・不動産業(1.44%)、サービス業(1.37%)、飲食店・宿泊業(1.37%)、建設業(1.36%)、複合サービス事業(1.28%)、教育・学習支援業(1.22%)、卸売・小売業(1.22%)及び情報通信業(1.12%)では、それぞれ下回った。

（詳細表1(3)、2(3)・(4)）

法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業のうち、不足数が1人である企業（1人不足企業）が、58.1%と過半数を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、法定雇用率未達成企業の65.1%となっている。

（詳細表1(5)）

特例子会社の状況

17年6月1日現在で特例子会社の認定を受けている企業は、174社となっており、これらの特例子会社に雇用されている障害者は、7,838人であった。このうち、身体障害者は5,629人、知的障害者は2,209人であった。

（詳細表1(7)）

(2) 特殊法人等

2.1%の法定雇用率が適用される特殊法人及び独立行政法人（48人以上規模の法人）において雇用されている障害者の数は6,775人で、前年より1.5%減少した。

実雇用率は、1.53%であった（前年は1.71%）。
（総括表 1 (2)、詳細表 1 (1)）

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関

国の機関（法定雇用率2.1%）に雇用されている障害者の数は6,496人で、前年より0.6%減少した。実雇用率は、2.14%であった（前年は2.24%）。

（総括表 2 (1)、詳細表 3 (1)・(5)）

(2) 都道府県の機関

都道府県の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は8,318人で、前年より0.4%増加した。実雇用率は、2.34%であった（前年は2.28%）。

（総括表 2 (2)、詳細表 3 (2)）

(3) 市町村の機関

市町村の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は21,819人で、前年より0.2%減少した。実雇用率は、2.21%であった（前年は2.20%）。

（総括表 2 (3)、詳細表 3 (3)）

(4) 都道府県等の教育委員会

2.0%の法定雇用率が適用される都道府県等の教育委員会に在職している障害者の数は9,317人で、前年より4.0%増加した。実雇用率は、1.39%であった（前年は1.33%）。

（総括表 2 (4)、詳細表 3 (4)）

今般の集計結果を踏まえた取組の強化について

1 次期報告(18年6月)に向けた、雇用率未達成企業に対する指導の強化等

(1) 雇入れ計画作成命令を発出した企業に対する強力な指導

今般の障害者雇用状況報告を踏まえ、障害者の雇用状況が一定の水準に達していない企業（実雇用率1.2%未満かつ不足数5人以上の企業）に対しては、管轄の公共職業安定所長から、法に基づき、障害者の雇入れ計画（平成18年1月を始期とする3年計画）の作成を命じたところであり（11月末までに494社に命令を発出）、当該計画の着実な実施について、引き続き強力に指導を行う。

(2) 1人不足企業の解消に向けた取組

法定雇用率未達成企業のうち、障害者を1人雇用すれば法定雇用率を達成する企業（1人不足企業）が過半数を占めていることを踏まえ、ハローワークにおいて、これらの1人不足企業を重点対象とし、トライアル雇用、ジョブコーチ支援、各種助成制度等の雇用支援策を活用しつつ、障害者の職業紹介と雇用率達成指導を一体的に行い、1人不足企業における雇用率達成を促進する。

(3) 0人雇用企業における障害者雇用の促進

障害者雇用義務の対象企業でありながら障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）の多くは、法定雇用障害者数が1人である小規模な企業であるが（すなわち、0人雇用かつ1人不足）、2人以上の雇用義務がありながら0人雇用である企業も少なくなく、かつ、増加傾向にある。

このため、このような中規模以上の0人雇用企業について、18年度以降の指導基準の見直し（下記2(1)参照）を前提としつつ重点的な指導を実施することとし、各種セミナーの活用等により企業トップの理解を促すとともに、トライアル雇用、ジョブコーチ支援、各種助成制度等の雇用支援策を活用して、障害者雇用の具体的な取組を促進する。

(4) 中小企業の事業主団体との連携による障害者雇用の促進

中小企業における障害者の雇用状況が悪化している状況を踏まえ、その改善を図るため、上記(2)及び(3)の取組に加えて、中小企業の事業主団体と連携して、中小企業事業主の障害者雇用に関する理解を促すとともに、中小企業における障害者雇用の促進及び安定のための取組を促進する。

2 雇用率達成指導の強化（雇入れ計画作成命令の発出基準等の見直し）

～次期報告（18年6月）に基づく指導から適用

18年度以降の雇用率達成指導については、企業規模別の障害者の雇用状況等の現状を踏まえ、雇入れ計画作成命令の発出対象企業の拡大、企業名の再公表を前提とした継続的指導の実施等、指導基準の見直しを行い、指導の強化を図ることとする。

(1) 中小規模の0人雇用企業に対する指導の強化

中小企業における障害者の雇用状況が悪化している中で、特に、法定雇用障害者数が3～4人であるにもかかわらず0人雇用となっている企業が増加している状況を踏まえ、このような取組の著しく遅れている中小企業について、その計画的な取組を促進するため、新たに雇入れ計画作成命令の発出対象とすることとし、当該計画を基にした指導を行うこととする。

(2) 不足数が多い企業に対する指導の強化

大企業における障害者の雇用状況は全体として改善が進んでいるものの、実雇用率は相当の水準に達しつつも不足数が多いままとなっている企業が増えている状況を踏まえ、実雇用率が1.2%以上であっても不足数が10人以上となっている企業について、その不足数の計画的な解消を促進するため、新たに雇入れ計画作成命令の発出対象とすることとし、当該計画を基にした指導を行うこととする。

(3) 企業名の再公表を前提とした継続的指導の実施等

企業名の公表については、これまで公表の対象となった企業において、その後の障害者雇用の取組が十分でないケースがあることから、当該公表の後においても、引き続き、再公表を前提とした継続的な指導を強力に行うこととし、その雇用状況によって企業名の再公表を行うこととする。

また、企業名公表を前提とした特別指導の後、一定の水準に達したとして企業名公表を猶予した企業についても、その後の取組が十分でないケースがあることから、当該猶予の後においても、引き続き、企業名公表を前提とした指導を継続することとし、その雇用状況によって企業名の公表を行うこととする。

(4) 雇入れ計画の適正実施の促進等

上記のほか、雇入れ計画に係る適正実施勧告の発出基準等の改善を併せて行い、指導対象企業における当該計画に基づいた障害者雇用の着実な推進を促すこととする。

3 国及び地方公共団体に対する指導等

(1) 法定雇用率未達成の機関に対する厳正な指導の実施

国及び地方公共団体の機関においては、都道府県等の教育委員会を除き、全体として法定雇用率を達成している状況にあるが、法定雇用率未達成となっている機関も少なくないことから、これらの未達成機関に対しては、厚生労働本省及び各都道府県労働局において、引き続き、雇用率達成に向けた指導を厳正に行うこととする。

(2) 国の機関における知的障害者採用に係る取組の推進

公務部門に在職している知的障害者はごくわずかとなっている状況にかんがみ、下記の取組等を通じて知的障害者採用に係るノウハウの蓄積を図りつつ、知的障害者の採用を推進していくこととする。

総務省人事・恩給局において、知的障害者の職場体験実習事業を実施（11月下旬から実施中）

厚生労働省職業安定局においても、上記事業と連携して、知的障害者の職場体験実習を受け入れ（18年1月から1ヶ月間）

職業安定行政の第一線機関である東京労働局管内のハローワークにおいて、知的障害者を事務補助として採用（18年1月～）

法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととされている。

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

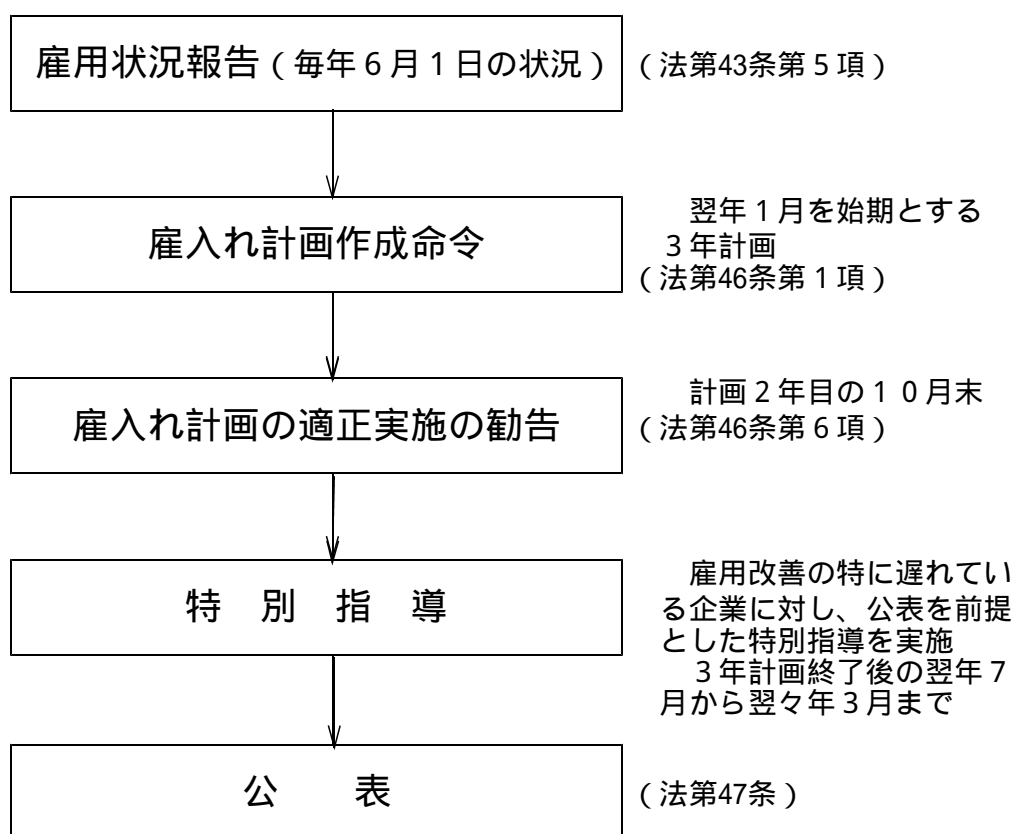
民間企業	一般の民間企業	1.8%
	（56人以上規模の企業）	
	特殊法人等	2.1%
	〔労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人〕	
○ 国、地方公共団体		2.1%
	（48人以上規模の機関）	
	ただし、都道府県等の教育委員会	2.0%
	（50人以上規模の機関）	

なお、重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

また、短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分としてカウントされる。

雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主等に対しては、下記のように、雇用率達成指導を行っている。



不足数の多い企業については、当該企業の幹部に、厚生労働省本省が直接指導を実施

(参考)

- 平成16年度の実績
 - 計画作成命令 433社
 - 計画の適正実施勧告 51社
 - 特別指導 14社
- 雇入れ計画を実施中の企業数
1,113社 (16年度末現在)
- 最近の企業名の公表実績
平成4年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社

平成17年6月1日現在における障害者の雇用状況（目次）

< 総括表 >

1	民間企業における雇用状況	
(1)	一般の民間企業	11
(2)	特殊法人等	11
2	国、地方公共団体における在職状況	
(1)	国の機関	11
(2)	都道府県の機関	11
(3)	市町村の機関	12
(4)	法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会	12

< 詳細表 >

1	民間企業における雇用状況	
(1)	概況	
	概況	13
	障害種別雇用状況	13
(2)	企業規模別の雇用状況	
	概況	14
	障害種別雇用状況	14
(3)	産業別の雇用状況	
	概況	15
	障害種別雇用状況	16
	製造業における雇用状況（概況）	17
	製造業における雇用状況（障害種別）	18
(4)	一般の民間企業における雇用状況の推移	19
(5)	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	20
(6)	都道府県別の実雇用率等の状況	21
(7)	特例子会社の状況	
	概況	22
	障害種別雇用状況	22

2	一般の民間企業における実雇用率等の推移（グラフ）	
(1)	企業規模別実雇用率	23
(2)	企業規模別達成企業割合	24
(3)	産業別実雇用率	25
(4)	産業別達成企業割合	26
3	国、地方公共団体における在職状況	
(1)	国の機関	
	概況	27
	障害種別在職状況	27
(2)	都道府県の機関	
	概況	28
	障害種別在職状況	28
(3)	市町村の機関	
	概況	29
	障害種別在職状況	29
(4)	法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会	
	概況	29
	障害種別在職状況	29
(5)	国の各機関の状況	30

< 総括表 >

1 民間企業における雇用状況

(1) 一般の民間企業(法定雇用率1.8%)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成企業の数	達成割合
一般の 民間企業	18,091,871人 (17,667,306人)	269,066人 (257,939人)	1.49% (1.46%)	27,577 / 65,449 (26,666 / 63,993)	42.1% (41.7%)

(2) 特殊法人等(法定雇用率2.1%)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成法人の数	達成割合
特殊法人等	442,785人 (402,691人)	6,775人 (6,876人)	1.53% (1.71%)	104 / 232 (106 / 225)	44.8% (47.1%)

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.1%)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成機関の数	達成割合
計	303,432人 (303,269人)	6,496人 (6,533人)	2.14% (2.15%)	37 / 43 (37 / 43)	86.0% (86.0%)
行政機関	276,352人 (276,040人)	5,891人 (5,919人)	2.13% (2.14%)	28 / 34 (28 / 34)	82.4% (82.4%)
立法機関	3,351人 (3,414人)	73人 (76人)	2.18% (2.23%)	5 / 5 (5 / 5)	100.0% (100.0%)
司法機関	23,729人 (23,815人)	532人 (538人)	2.24% (2.26%)	4 / 4 (4 / 4)	100.0% (100.0%)

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成機関の数	達成割合
計	355,482人 (363,070人)	8,318人 (8,286人)	2.34% (2.28%)	136 / 156 (129 / 157)	87.2% (82.2%)
都道府県 知事部局	296,240人 (306,784人)	6,997人 (7,017人)	2.36% (2.29%)	45 / 47 (39 / 47)	95.7% (83.0%)
その他の 都道府県機関	59,242人 (56,286人)	1,321人 (1,269人)	2.23% (2.25%)	91 / 109 (90 / 110)	83.5% (81.8%)

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成機関の数	達成割合
市町村の機関	986,517人 (993,557人)	21,819人 (21,873人)	2.21% (2.20%)	2,902 / 3,771 (2,928 / 3,813)	77.0% (76.8%)

(4) 法定雇用率2.0%が適用される教育委員会(法定雇用率2.0%)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成機関の数	達成割合
計	670,333人 (673,511人)	9,317人 (8,956人)	1.39% (1.33%)	65 / 134 (66 / 134)	48.5% (49.3%)
都道府県 教育委員会	577,699人 (584,682人)	7,674人 (7,388人)	1.33% (1.26%)	1 / 47 (1 / 47)	2.1% (2.1%)
市町村 教育委員会	92,634人 (88,829人)	1,643人 (1,568人)	1.77% (1.77%)	64 / 87 (65 / 87)	73.6% (74.7%)

- 注 1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 欄の「障害者の数」とは、身体障害者及び知的障害者の計であり、重度障害者(短時間労働者以外の身体障害者及び知的障害者)については法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。
- 4 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 法定雇用率達成とは、欄の労働者数(職員数)に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から欄の障害者の数を減じて得た数が0になることをいう。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 6 ()内は、平成16年6月1日現在の数値である。

< 詳細表 >

1 民間企業における雇用状況

(1) 概況

概況

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数			実雇用率 $C \div \frac{\text{企業数}}{100} \times 100$	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 $A \times 2 + B$			
一般の民間企業 [1.8%]	企業 65,449 (63,993)	人 18,091,871 (17,667,306)	人 71,678 (68,539)	人 125,710 (120,861)	人 269,066 (257,939)	% 1.49 (1.46)	企業 27,577 (26,666)	% 42.1 (41.7)
特殊法人等 [2.1%]	法人 232 (225)	人 442,785 (402,691)	人 1,538 (1,368)	人 3,699 (4,140)	人 6,775 (6,876)	% 1.53 (1.71)	法人 104 (106)	% 44.8 (47.1)

- 注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 欄の「障害者の数」とは、身体障害者及び知的障害者の計である。A欄の重度障害者(重度身体障害者及び知的障害者)については法律上、1人を2人に相当するものとしており、C欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。
- 3 A欄の「重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)」には短時間労働者の数は含まれていない。B欄の「A以外の障害者」には重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。
- 4 ()内は平成16年6月1日現在の数値である。

障害種別雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数			知的障害者の数		
		A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 $A \times 2 + B$	A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 $A \times 2 + B$
一般の民間企業 [1.8%]	人 269,066 (257,939)	人 63,848 (61,387)	人 101,365 (98,967)	人 229,061 (221,741)	人 7,830 (7,152)	人 24,345 (21,894)	人 40,005 (36,198)
特殊法人等 [2.1%]	人 6,775 (6,876)	人 1,538 (1,366)	人 3,680 (4,130)	人 6,756 (6,862)	人 0 (2)	人 19 (10)	人 19 (14)

- 注1 欄の「障害者の数」とは、身体障害者及び知的障害者の計である。A欄の重度障害者(重度身体障害者及び知的障害者)については法律上、1人を2人に相当するものとしており、C欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。
- 2 A欄の「重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)」には短時間労働者の数は含まれていない。B欄の「A以外の障害者」には重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。
- 3 ()内は平成16年6月1日現在の数値である。

(2) 企業規模別の雇用状況

概況

区分	企業数	法定雇用障害者数の基礎となる労働者数	障害者の数			実雇用率 C ÷ × 100	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A × 2 + B			
規模計	企業 65,449 (63,993)	人 18,091,871 (17,667,306)	人 71,678 (68,539)	人 125,710 (120,861)	人 269,066 (257,939)	% 1.49 (1.46)	企業 27,577 (26,666)	% 42.1 (41.7)
56 ~ 99	企業 24,361 (24,009)	人 1,795,317 (1,766,099)	人 6,201 (6,178)	人 13,769 (13,406)	人 26,171 (25,762)	% 1.46 (1.46)	企業 10,835 (10,638)	% 44.5 (44.3)
100 ~ 299	29,323 (28,432)	4,426,269 (4,287,080)	13,006 (12,633)	29,000 (28,114)	55,012 (53,380)	1.24 (1.25)	12,447 (12,104)	42.4 (42.6)
300 ~ 499	5,449 (5,307)	1,888,166 (1,833,105)	7,169 (6,793)	13,180 (12,731)	27,518 (26,317)	1.46 (1.44)	2,138 (1,997)	39.2 (37.6)
500 ~ 999	3,705 (3,659)	2,339,966 (2,300,290)	9,261 (8,858)	16,047 (15,416)	34,569 (33,132)	1.48 (1.44)	1,288 (1,168)	34.8 (31.9)
1,000以上	2,611 (2,586)	7,642,153 (7,480,732)	36,041 (34,077)	53,714 (51,194)	125,796 (119,348)	1.65 (1.60)	869 (759)	33.3 (29.4)

注 1(1) の表と同じ

障害種別雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数			知的障害者の数		
		A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A × 2 + B	A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A × 2 + B
規模計	人 269,066 (257,939)	人 63,848 (61,387)	人 101,365 (98,967)	人 229,061 (221,741)	人 7,830 (7,152)	人 24,345 (21,894)	人 40,005 (36,198)
56 ~ 99	人 26,171 (25,762)	人 4,409 (4,377)	人 9,279 (9,201)	人 18,097 (17,955)	人 1,792 (1,801)	人 4,490 (4,205)	人 8,074 (7,807)
100 ~ 299	55,012 (53,380)	10,898 (10,623)	22,864 (22,443)	44,660 (43,689)	2,108 (2,010)	6,136 (5,671)	10,352 (9,691)
300 ~ 499	27,518 (26,317)	6,402 (6,133)	10,634 (10,390)	23,438 (22,656)	767 (660)	2,546 (2,341)	4,080 (3,661)
500 ~ 999	34,569 (33,132)	8,550 (8,210)	13,535 (13,122)	30,635 (29,542)	711 (648)	2,512 (2,294)	3,934 (3,590)
1,000以上	125,796 (119,348)	33,589 (32,044)	45,053 (43,811)	112,231 (107,899)	2,452 (2,033)	8,661 (7,383)	13,565 (11,449)

注 1(1) の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③障害者の数			④ 実雇用率 C÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度障害者 (1週間の所定 労働時間が30 時間以上)	B. A以外の障 害者	C. 計 A×2+B			
産業計	企業 65,449 (63,993)	人 18,091,871 (17,667,306)	人 71,678 (68,539)	人 125,710 (120,861)	人 269,066 (257,939)	% 1.49 (1.46)	企業 27,577 (26,666)	% 42.1 (41.7)
農、林、漁業	企業 139 (135)	人 17,418 (16,992)	人 68 (60)	人 178 (158)	人 314 (278)	% 1.80 (1.64)	企業 84 (71)	% 60.4 (52.6)
鉱業	企業 45 (47)	人 8,118 (8,268)	人 34 (32)	人 68 (74)	人 136 (138)	% 1.68 (1.67)	企業 26 (25)	% 57.8 (53.2)
建設業	企業 2,202 (2,252)	人 549,961 (563,504)	人 2,112 (2,027)	人 3,231 (3,222)	人 7,455 (7,276)	% 1.36 (1.29)	企業 914 (916)	% 41.5 (40.7)
製造業	企業 20,266 (20,117)	人 6,139,600 (6,078,155)	人 28,475 (27,768)	人 46,359 (45,445)	人 103,309 (100,981)	% 1.68 (1.66)	企業 10,738 (10,626)	% 53.0 (52.8)
電気・ガス・熱 供給・水道業	企業 202 (182)	人 188,988 (196,459)	人 890 (891)	人 1,584 (1,619)	人 3,364 (3,401)	% 1.78 (1.73)	企業 83 (69)	% 41.1 (37.9)
情報通信業	企業 2,934 (2,840)	人 1,006,940 (975,759)	人 3,331 (3,072)	人 4,616 (4,468)	人 11,278 (10,612)	% 1.12 (1.09)	企業 539 (514)	% 18.4 (18.1)
運輸業	企業 4,222 (4,118)	人 1,064,231 (1,051,337)	人 3,985 (3,727)	人 9,677 (9,275)	人 17,647 (16,729)	% 1.66 (1.59)	企業 2,112 (1,977)	% 50.0 (48.0)
卸売・小売業	企業 11,963 (11,826)	人 3,210,446 (3,150,835)	人 9,841 (9,514)	人 19,448 (18,659)	人 39,130 (37,687)	% 1.22 (1.20)	企業 3,522 (3,449)	% 29.4 (29.2)
金融・保険・不 動産業	企業 2,007 (2,004)	人 1,270,829 (1,283,999)	人 5,026 (4,913)	人 8,209 (8,106)	人 18,261 (17,932)	% 1.44 (1.40)	企業 587 (606)	% 29.2 (30.2)
飲食店・宿泊業	企業 1,814 (1,821)	人 440,802 (432,341)	人 1,441 (1,413)	人 3,153 (2,971)	人 6,035 (5,797)	% 1.37 (1.34)	企業 669 (665)	% 36.9 (36.5)
医療・福祉	企業 7,789 (7,199)	人 1,228,634 (1,136,262)	人 6,073 (5,714)	人 10,014 (8,966)	人 22,160 (20,394)	% 1.80 (1.79)	企業 4,005 (3,608)	% 51.4 (50.1)
教育・学習支援業	企業 1,271 (1,208)	人 285,006 (278,162)	人 992 (927)	人 1,500 (1,477)	人 3,484 (3,331)	% 1.22 (1.20)	企業 485 (445)	% 38.2 (36.8)
複合サービス事業	企業 988 (1,003)	人 303,977 (309,907)	人 963 (935)	人 1,961 (2,014)	人 3,887 (3,884)	% 1.28 (1.25)	企業 357 (351)	% 36.1 (35.0)
サービス業	企業 9,596 (9,241)	人 2,374,534 (2,185,326)	人 8,441 (7,546)	人 15,701 (14,407)	人 32,583 (29,499)	% 1.37 (1.35)	企業 3,451 (3,344)	% 36.0 (36.2)

注 1 (1)①の表と同じ

※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数		
		A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A×2+B	A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A×2+B
産業計	人 269,066 (257,939)	人 63,848 (61,387)	人 101,365 (98,967)	人 229,061 (221,741)	人 7,830 (7,152)	人 24,345 (21,894)	人 40,005 (36,198)
農、林、漁業	人 314 (278)	人 46 (43)	人 119 (114)	人 211 (200)	人 22 (17)	人 59 (44)	人 103 (78)
鉱業	人 136 (138)	人 34 (32)	人 62 (72)	人 130 (136)	人 0 (0)	人 6 (2)	人 6 (2)
建設業	人 7,455 (7,276)	人 2,078 (2,000)	人 3,140 (3,144)	人 7,296 (7,144)	人 34 (27)	人 91 (78)	人 159 (132)
製造業	人 103,309 (100,981)	人 25,539 (24,927)	人 36,714 (36,308)	人 87,792 (86,162)	人 2,936 (2,841)	人 9,645 (9,137)	人 15,517 (14,819)
電気・ガス・熱供給・水道業	人 3,364 (3,401)	人 882 (881)	人 1,517 (1,548)	人 3,281 (3,310)	人 8 (10)	人 67 (71)	人 83 (91)
情報通信業	人 11,278 (10,612)	人 3,270 (3,022)	人 4,474 (4,331)	人 11,014 (10,375)	人 61 (50)	人 142 (137)	人 264 (237)
運輸業	人 17,647 (16,729)	人 3,722 (3,548)	人 8,454 (8,400)	人 15,898 (15,496)	人 263 (179)	人 1,223 (875)	人 1,749 (1,233)
卸売・小売業	人 39,130 (37,687)	人 8,522 (8,365)	人 14,221 (13,941)	人 31,265 (30,671)	人 1,319 (1,149)	人 5,227 (4,718)	人 7,865 (7,016)
金融・保険・不動産業	人 18,261 (17,932)	人 5,005 (4,890)	人 8,126 (8,021)	人 18,136 (17,801)	人 21 (23)	人 83 (85)	人 125 (131)
飲食店・宿泊業	人 6,035 (5,797)	人 920 (937)	人 1,662 (1,695)	人 3,502 (3,569)	人 521 (476)	人 1,491 (1,276)	人 2,533 (2,228)
医療・福祉	人 22,160 (20,394)	人 5,234 (4,916)	人 7,330 (6,723)	人 17,798 (16,555)	人 839 (798)	人 2,684 (2,243)	人 4,362 (3,839)
教育・学習支援業	人 3,484 (3,331)	人 969 (915)	人 1,441 (1,438)	人 3,379 (3,268)	人 23 (12)	人 59 (39)	人 105 (63)
複合サービス事業	人 3,887 (3,884)	人 880 (852)	人 1,693 (1,762)	人 3,453 (3,466)	人 83 (83)	人 268 (252)	人 434 (418)
サービス業	人 32,583 (29,499)	人 6,741 (6,059)	人 12,402 (11,470)	人 25,884 (23,588)	人 1,700 (1,487)	人 3,299 (2,937)	人 6,699 (5,911)

注 1 (1)②の表と同じ

※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③障害者の数			④ 実雇用率 C÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成企業 の数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A.重度障害者 (1週間の所定 労働時間が30 時間以上)	B. A以外の 障害者	C. 計 A×2+B			
	企業	人	人	人	人	%	企業	%
製造業計	20,266 (20,117)	6,139,600 (6,078,155)	28,475 (27,768)	46,359 (45,445)	103,309 (100,981)	1.68 (1.66)	10,738 (10,626)	53.0 (52.8)
食料品・たばこ	2,991 (2,986)	729,008 (725,351)	2,983 (2,950)	7,506 (7,401)	13,472 (13,301)	1.85 (1.83)	1,775 (1,773)	59.3 (59.4)
繊維・衣服	1,095 (1,158)	194,936 (203,496)	918 (930)	1,848 (1,960)	3,684 (3,820)	1.89 (1.88)	677 (701)	61.8 (60.5)
木材・家具	466 (479)	78,561 (77,816)	377 (385)	858 (870)	1,612 (1,640)	2.05 (2.11)	298 (309)	63.9 (64.5)
パルプ・紙・印刷	1,744 (1,735)	343,138 (347,756)	1,495 (1,558)	2,659 (2,633)	5,649 (5,749)	1.65 (1.65)	905 (897)	51.9 (51.7)
化学工業	2,015 (2,003)	741,562 (717,006)	3,013 (2,804)	5,337 (5,091)	11,363 (10,699)	1.53 (1.49)	898 (889)	44.6 (44.4)
窯業・土石	659 (664)	148,304 (147,232)	539 (544)	1,230 (1,221)	2,308 (2,309)	1.56 (1.57)	356 (341)	54.0 (51.4)
鉄鋼	375 (369)	140,228 (142,972)	583 (553)	1,114 (1,070)	2,280 (2,176)	1.63 (1.52)	214 (207)	57.1 (56.1)
非鉄金属	348 (335)	110,251 (110,509)	438 (434)	823 (781)	1,699 (1,649)	1.54 (1.49)	192 (185)	55.2 (55.2)
金属製品	1,596 (1,620)	273,144 (275,790)	1,223 (1,225)	2,472 (2,471)	4,918 (4,921)	1.80 (1.78)	914 (934)	57.3 (57.7)
電気機械	2,413 (2,464)	1,152,446 (1,157,427)	6,534 (6,403)	7,044 (6,979)	20,112 (19,785)	1.75 (1.71)	1,245 (1,279)	51.6 (51.9)
その他機械	4,785 (4,646)	1,722,962 (1,691,365)	8,051 (7,814)	11,746 (11,547)	27,848 (27,175)	1.62 (1.61)	2,382 (2,326)	49.8 (50.1)
その他	1,779 (1,658)	505,060 (481,435)	2,321 (2,168)	3,722 (3,421)	8,364 (7,757)	1.66 (1.61)	882 (785)	49.6 (47.3)

注 1 (1)①の表と同じ

※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数		
		A. 重度障害者 (1週間の所定 労働時間が30 時間以上)	B. A以外の障 害者	C. 計 A×2+B	A. 重度障害者(1 週間の所定労働 時間が30時間以 上)	B. A以外の障 害者	C. 計 A×2+B
製造業計	人 103,309 (100,981)	人 25,539 (24,927)	人 36,714 (36,308)	人 87,792 (86,162)	人 2,936 (2,841)	人 9,645 (9,137)	人 15,517 (14,819)
食料品・たばこ	人 13,472 (13,301)	人 2,041 (2,049)	人 4,213 (4,264)	人 8,295 (8,362)	人 942 (901)	人 3,293 (3,137)	人 5,177 (4,939)
繊維・衣服	人 3,684 (3,820)	人 793 (776)	人 1,332 (1,408)	人 2,918 (2,960)	人 125 (154)	人 516 (552)	人 766 (860)
木材・家具	人 1,612 (1,640)	人 341 (342)	人 611 (623)	人 1,293 (1,307)	人 36 (43)	人 247 (247)	人 319 (333)
パルプ・紙・印刷	人 5,649 (5,749)	人 1,399 (1,460)	人 2,154 (2,149)	人 4,952 (5,069)	人 96 (98)	人 505 (484)	人 697 (680)
化学工業	人 11,363 (10,699)	人 2,746 (2,540)	人 4,568 (4,362)	人 10,060 (9,442)	人 267 (264)	人 769 (729)	人 1,303 (1,257)
窯業・土石	人 2,308 (2,309)	人 472 (473)	人 980 (986)	人 1,924 (1,932)	人 67 (71)	人 250 (235)	人 384 (377)
鉄鋼	人 2,280 (2,176)	人 562 (532)	人 1,064 (1,033)	人 2,188 (2,097)	人 21 (21)	人 50 (37)	人 92 (79)
非鉄金属	人 1,699 (1,649)	人 409 (407)	人 720 (704)	人 1,538 (1,518)	人 29 (27)	人 103 (77)	人 161 (131)
金属製品	人 4,918 (4,921)	人 964 (985)	人 1,844 (1,888)	人 3,772 (3,858)	人 259 (240)	人 628 (583)	人 1,146 (1,063)
電気機械	人 20,112 (19,785)	人 6,155 (6,031)	人 6,074 (6,050)	人 18,384 (18,112)	人 379 (372)	人 970 (929)	人 1,728 (1,673)
その他機械	人 27,848 (27,175)	人 7,595 (7,379)	人 10,077 (9,968)	人 25,267 (24,726)	人 456 (435)	人 1,669 (1,579)	人 2,581 (2,449)
その他	人 8,364 (7,757)	人 2,062 (1,953)	人 3,077 (2,873)	人 7,201 (6,779)	人 259 (215)	人 645 (548)	人 1,163 (978)

注 1 (1)②の表と同じ

※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

(4) 一般の民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減
昭和 54 年	128,493		1.12		52.0	
55	135,228	6,735	1.13	0.01	51.6	0.4
56	144,713	9,485	1.18	0.05	53.4	1.8
57	152,603	7,890	1.22	0.04	53.8	0.4
58	155,515	2,912	1.23	0.01	53.5	0.3
59	159,909	4,394	1.25	0.02	53.6	0.1
60	168,276	8,367	1.26	0.01	53.5	0.1
61	170,247	1,971	1.26	0.00	53.8	0.3
62	171,880	1,633	1.25	0.01	53.0	0.8
63	187,115	15,235	1.31	0.06	51.5	1.5
	(177,708)	(5,828)	(1.25)	(0.00)		
平成 元 年	195,276	8,161	1.32	0.01	51.6	0.1
2	203,634	8,358	1.32	0.00	52.2	0.6
3	214,814	11,180	1.32	0.00	51.8	0.4
4	229,627	14,813	1.36	0.04	51.9	0.1
5	240,985	11,358	1.41	0.05	51.4	0.5
	(237,621)	(7,994)	(1.39)	(0.03)		
6	245,348	4,363	1.44	0.03	50.4	1.0
7	247,077	1,729	1.45	0.01	50.6	0.2
8	247,982	905	1.47	0.02	50.5	0.1
9	250,030	2,048	1.47	0.00	50.2	0.3
10	251,443	1,413	1.48	0.01	50.1	0.1
11	254,562	3,119	1.49	0.01	44.7	5.4
	(249,920)	(1,523)	(1.48)	(0.00)		
12	252,836	1,726	1.49	0.00	44.3	0.4
13	252,870	34	1.49	0.00	43.7	0.6
14	246,284	6,586	1.47	0.02	42.5	1.2
15	247,093	809	1.48	0.01	42.5	0.0
16	257,939	10,846	1.46	0.02	41.7	0.8
17	269,066	11,127	1.49	0.03	42.1	0.4

注1 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
昭和63年～平成4年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者
平成5年～ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

2 ()内は、それぞれ制度改正前の前年度と同じ方法により計算した数値である。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		1人	2人	3人	4人	5-9人	10-19人	20-49人	50人以上	
規模計	37,872 (100.0%)	22,013 (58.1%)	7,478 (19.7%)	3,745 (9.9%)	2,020 (5.3%)	1,878 (5.0%)	528 (1.4%)	184 (0.5%)	26 (0.1%)	24,664 (65.1%)
56-99人	13,526 (100.0%)	13,526 (100.0%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	13,526 (100.0%)
100-299人	16,876 (100.0%)	7,284 (43.2%)	6,138 (36.4%)	2,418 (14.3%)	913 (5.4%)	123 (0.7%)	— —	— —	— —	10,797 (64.0%)
300-499人	3,311 (100.0%)	687 (20.7%)	783 (23.6%)	750 (22.7%)	579 (17.5%)	512 (15.5%)	— —	— —	— —	288 (8.7%)
500-999人	2,417 (100.0%)	398 (16.5%)	425 (17.6%)	444 (18.4%)	364 (15.1%)	674 (27.9%)	112 (4.6%)	— —	— —	45 (1.9%)
1,000人以上	1,742 (100.0%)	118 (6.8%)	132 (7.6%)	133 (7.6%)	164 (9.4%)	569 (32.7%)	416 (23.9%)	184 (10.6%)	26 (1.5%)	8 (0.5%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社及び関係会社特例の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)
全国	1.49	0.03	42.1	0.4
北海道	1.63	0.02	46.1	0.2
青森	1.54	0.02	41.8	1.5
岩手	1.69	0.07	46.5	1.1
宮城	1.51	0.07	42.2	1.7
秋田	1.47	0.00	46.7	0.0
山形	1.43	0.05	48.4	0.8
福島	1.47	0.01	42.9	1.2
茨城	1.41	0.05	44.2	3.3
栃木	1.44	0.01	47.8	2.6
群馬	1.49	0.03	49.1	2.3
埼玉	1.41	0.02	39.3	0.1
千葉	1.43	0.01	43.5	0.0
東京	1.40	0.05	27.8	0.7
神奈川	1.37	0.01	39.6	0.6
新潟	1.40	0.00	41.4	0.6
富山	1.52	0.02	53.9	0.6
石川	1.61	0.03	52.8	0.1
福井	1.83	0.03	51.1	0.6
山梨	1.50	0.03	49.9	1.3
長野	1.62	0.01	51.6	1.0
岐阜	1.51	0.03	48.8	0.3
静岡	1.52	0.05	46.6	2.0
愛知	1.43	0.02	40.0	0.1
三重	1.43	0.03	45.7	0.2
滋賀	1.67	0.01	54.5	0.2
京都	1.63	0.00	44.6	0.7
大阪	1.51	0.02	39.5	1.3
兵庫	1.68	0.02	53.0	1.2
奈良	1.79	0.03	53.9	1.8
和歌山	2.01	0.07	51.7	2.0
鳥取	1.71	0.01	54.8	1.3
島根	1.66	0.04	54.9	1.8
岡山	1.68	0.05	52.2	2.6
広島	1.52	0.02	42.0	0.3
山口	2.08	0.03	50.5	0.7
徳島	1.41	0.02	44.5	0.7
香川	1.58	0.04	54.8	0.6
愛媛	1.52	0.00	48.6	1.0
高知	1.58	0.03	51.3	1.6
福岡	1.54	0.00	45.1	0.6
佐賀	1.84	0.11	55.2	0.4
長崎	1.88	0.08	53.5	1.0
熊本	1.82	0.02	53.6	1.9
大分	2.07	0.04	55.6	1.1
宮崎	1.89	0.03	54.8	1.0
鹿児島	1.82	0.01	55.2	1.5
沖縄	1.56	0.03	45.0	1.7

(7) 特例子会社の状況

概況

特例子会社数	法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数	障害者の数		
		A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A × 2 + B
社	人	人	人	人
174	7,784	2,985	1,868	7,838
(153)	(6,952)	(2,675)	(1,511)	(6,861)

注 1(1) の表と同じ

障害種別雇用状況

障害者の数	身体障害者の数			知的障害者の数		
	A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A × 2 + B	A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A × 2 + B
人	人	人	人	人	人	人
7,838	2,329	971	5,629	656	897	2,209
(6,861)	(2,126)	(826)	(5,078)	(549)	(685)	(1,783)

注 1(1) の表と同じ

(参考) 平成17年11月末現在の状況

特例子会社数 180社
 グループ適用を受けているグループ数 55グループ

特例子会社制度とは

特例子会社制度とは、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されている者とみなす制度である。

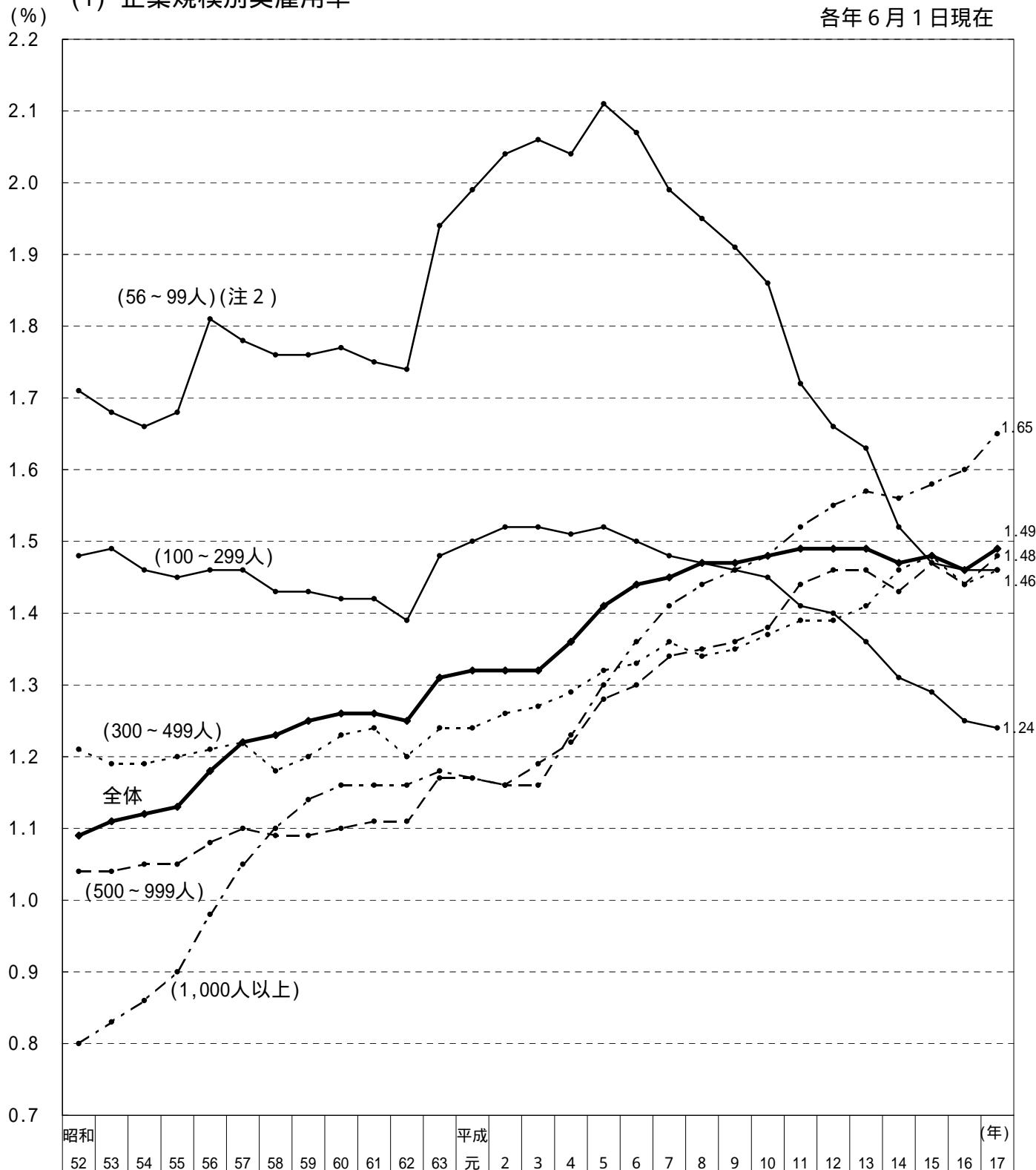
特例子会社を持つ親会社については、関係する子会社も含め、企業グループでの雇用率算定を可能としている。

本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

2 一般の民間企業における実雇用率等の推移（グラフ）

(1) 企業規模別実雇用率

各年6月1日現在



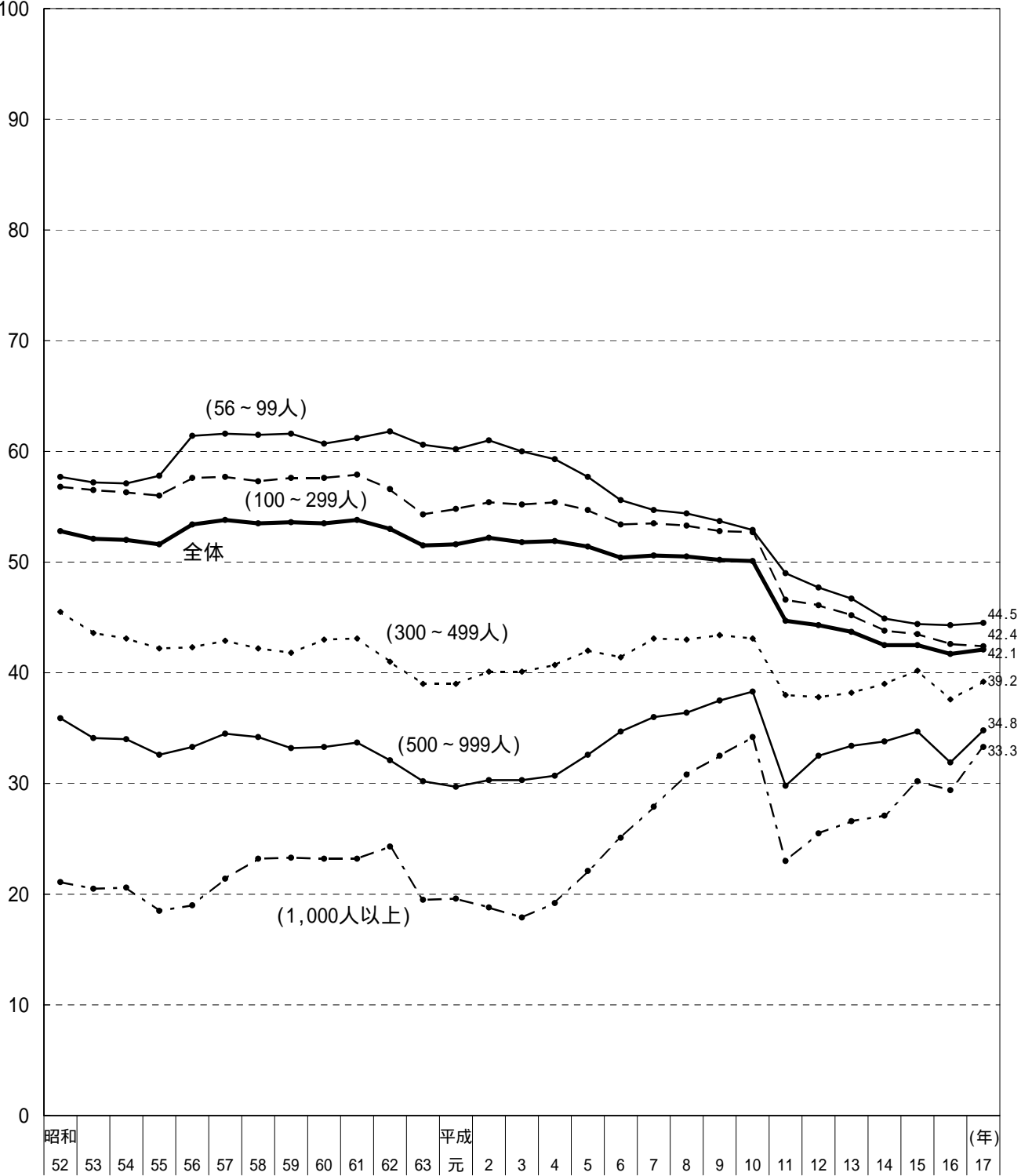
注 1 障害者数とは、次に掲げる者の合計。
 ~ 昭和62年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 昭和63年～平成4年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者
 平成5年～ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

2 昭和62年までは「67～99人」、昭和63年から平成10年までは「63～99人」。

(2) 企業規模別達成企業割合

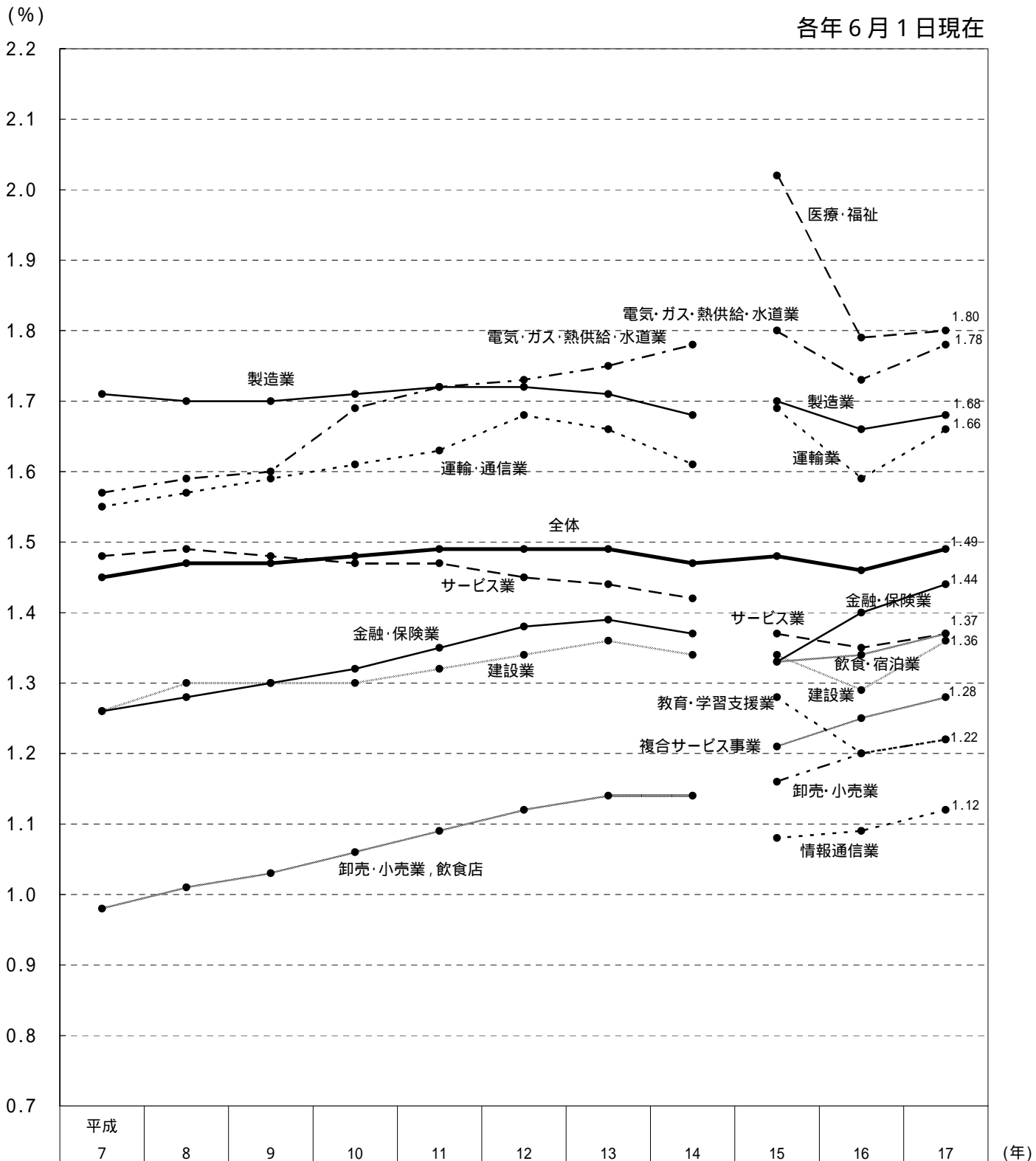
(%)

各年6月1日現在



注 2(1)の図と同じ

(3) 産業別実雇用率

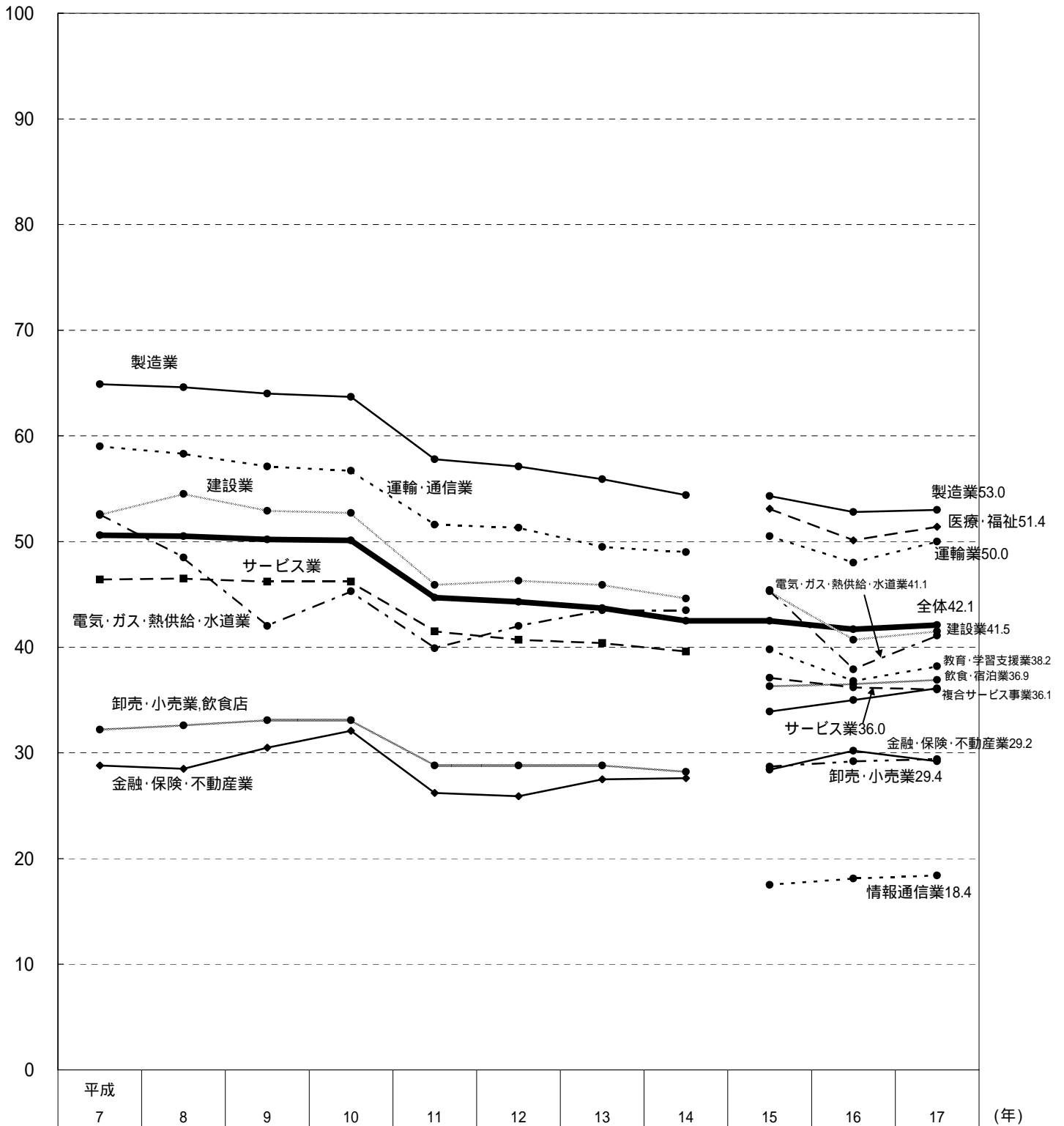


- 注 1 障害者数とは、次に掲げる者の合計。
 ~昭和62年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 昭和63年～平成4年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者
 平成5年～ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
- 2 グラフ作成上、労働者数が10万人に満たない農、林、漁業及び鉱業は除いている。
- 3 平成15年より産業分類が変更になっている。

(4) 産業別達成企業割合

(%)

各年6月1日現在



注 2(3)の図と同じ、産業名の後の数字は17年の数値

3 国・地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関

概況

区分	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数			実雇用率 C ÷ × 100	法定雇用率 達成機関の 数	法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A × 2 + B			
計	機関 43 (43)	人 303,432 (303,269)	人 843 (861)	人 4,810 (4,811)	人 6,496 (6,533)	% 2.14 (2.15)	機関 37 (37)	% 86.0 (86.0)
行政機関	機関 34 (34)	人 276,352 (276,040)	人 783 (803)	人 4,325 (4,313)	人 5,891 (5,919)	% 2.13 (2.14)	機関 28 (28)	% 82.4 (82.4)
立法機関	5 (5)	3,351 (3,414)	6 (5)	61 (66)	73 (76)	2.18 (2.23)	5 (5)	100.0 (100.0)
司法機関	4 (4)	23,729 (23,815)	54 (53)	424 (432)	532 (538)	2.24 (2.26)	4 (4)	100.0 (100.0)

- 注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 欄の「障害者の数」とは、身体障害者及び知的障害者の計である。A欄の重度障害者(重度身体障害者及び知的障害者)については法律上、1人を2人に相当するものとしており、C欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。
- 3 A欄の「重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)」には短時間労働者の数は含まれていない。B欄の「A以外の障害者」には重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。
- 4 法定雇用率達成とは、不足数(欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から欄の障害者の数を減じて得た数)が0となることをいう。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 5 ()内は平成16年6月1日現在の数値である。

障害種別在職状況

区分	障害者の数	身体障害者の数			知的障害者の数		
		A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A × 2 + B	A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A × 2 + B
計	人 6,496 (6,533)	人 842 (860)	人 4,808 (4,810)	人 6,492 (6,530)	人 1 (1)	人 2 (1)	人 4 (3)
行政機関	人 5,891 (5,919)	人 782 (802)	人 4,323 (4,312)	人 5,887 (5,916)	人 1 (1)	人 2 (1)	人 4 (3)
立法機関	73 (76)	6 (5)	61 (66)	73 (76)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
司法機関	532 (538)	54 (53)	424 (432)	532 (538)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

注 1(1) の表と同じ

(2) 都道府県の機関

概況

区分	機関数	法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	障害者の数			実雇用率 $C \div \frac{C}{100} \times$	法定雇用率達成機関の数	法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 $A \times 2 + B$			
計	機関 156 (157)	人 355,482 (363,070)	人 2,035 (1,996)	人 4,248 (4,294)	人 8,318 (8,286)	% 2.34 (2.28)	機関 136 (129)	% 87.2 (82.2)
都道府県知事部局	機関 47 (47)	人 296,240 (306,784)	人 1,724 (1,708)	人 3,549 (3,601)	人 6,997 (7,017)	% 2.36 (2.29)	機関 45 (39)	% 95.7 (83.0)
その他の都道府県機関	109 (110)	59,242 (56,286)	311 (288)	699 (693)	1,321 (1,269)	2.23 (2.25)	91 (90)	83.5 (81.8)

注 3(1) の表と同じ

障害種別在職状況

区分	障害者の数	身体障害者の数			知的障害者の数		
		A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 $A \times 2 + B$	A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 $A \times 2 + B$
計	人 8,318 (8,286)	人 2,035 (1,996)	人 4,240 (4,284)	人 8,310 (8,276)	人 0 (0)	人 8 (10)	人 8 (10)
都道府県知事部局	人 6,997 (7,017)	人 1,724 (1,708)	人 3,541 (3,592)	人 6,989 (7,008)	人 0 (0)	人 8 (9)	人 8 (9)
その他の都道府県機関	1,321 (1,269)	311 (288)	699 (692)	1,321 (1,268)	0 (0)	0 (1)	0 (1)

注 1(1) の表と同じ

(3) 市町村の機関

概況

区分	機関数	法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	障害者の数			実雇用率 C ÷ × 100	法定雇用率達成機関の数	法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A × 2 + B			
市町村の機関	機関 3,771 (3,813)	人 986,517 (993,557)	人 5,495 (5,454)	人 10,829 (10,965)	人 21,819 (21,873)	% 2.21 (2.20)	機関 2,902 (2,928)	% 77.0 (76.8)

注 3(1) の表と同じ

障害種別在職状況

区分	障害者の数	身体障害者の数			知的障害者の数		
		A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A × 2 + B	A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A × 2 + B
市町村の機関	人 21,819 (21,873)	人 5,475 (5,436)	人 10,678 (10,824)	人 21,628 (21,696)	人 20 (18)	人 151 (141)	人 191 (177)

注 1(1) の表と同じ

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会

概況

区分	機関数	法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	障害者の数			実雇用率 C ÷ × 100	法定雇用率達成機関の数	法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A × 2 + B			
計	機関 134 (134)	人 670,333 (673,511)	人 2,524 (2,413)	人 4,269 (4,130)	人 9,317 (8,956)	% 1.39 (1.33)	機関 65 (66)	% 48.5 (49.3)
都道府県教育委員会	機関 47 (47)	人 577,699 (584,682)	人 2,101 (1,996)	人 3,472 (3,396)	人 7,674 (7,388)	% 1.33 (1.26)	機関 1 (1)	% 2.1 (2.1)
市町村教育委員会	87 (87)	92,634 (88,829)	423 (417)	797 (734)	1,643 (1,568)	1.77 (1.77)	64 (65)	73.6 (74.7)

注 3(1) の表と同じ

障害種別在職状況

区分	障害者の数	身体障害者の数			知的障害者の数		
		A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A × 2 + B	A. 重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	B. A以外の障害者	C. 計 A × 2 + B
計	人 9,317 (8,956)	人 2,524 (2,413)	人 4,262 (4,118)	人 9,310 (8,944)	人 0 (0)	人 7 (12)	人 7 (12)
都道府県教育委員会	人 7,674 (7,388)	人 2,101 (1,996)	人 3,467 (3,387)	人 7,669 (7,379)	人 0 (0)	人 5 (9)	人 5 (9)
市町村教育委員会	人 1,643 (1,568)	人 423 (417)	人 795 (731)	人 1,641 (1,565)	人 0 (0)	人 2 (3)	人 2 (3)

注 1(1) の表と同じ

(5) 国の各機関の状況

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	303,432	6,496	2.14	36	
行政機関合計	276,352	5,891	2.13	36	
内閣官房	629	14	2.23	0	
内閣府	2,393	51	2.13	0	
内閣法制局	74	2	2.70	0	
金融庁	1,236	4	0.32	21	
宮内庁	801	22	2.75	0	
警察庁	1,676	27	1.61	8	
防衛庁	17,160	364	2.12	0	
防衛施設庁	2,793	59	2.11	0	
総務省	5,091	109	2.14	0	特例承認あり(注4①)
公正取引委員会	674	12	1.78	2	注6
消防庁	130	1	0.77	1	特例承認あり(注4①)
法務省	31,057	655	2.11	0	
公安調査庁	1,480	33	2.23	0	
外務省	5,434	119	2.19	0	
財務省	10,938	238	2.18	0	
国税庁	54,882	1,197	2.18	0	
文部科学省	2,179	48	2.20	0	特例承認あり(注4②)
厚生労働省	37,657	797	2.12	0	
社会保険庁	17,302	367	2.12	0	
農林水産省	23,168	489	2.11	0	
水産庁	503	12	2.39	0	
林野庁	4,952	105	2.12	0	
経済産業省	4,352	97	2.23	0	特例承認あり(注4③)
中小企業庁	198	5	2.53	0	特例承認あり(注4③)
特許庁	2,623	57	2.17	0	
資源エネルギー庁	455	8	1.76	1	特例承認あり(注4③)
原子力安全・保安院	593	13	2.19	0	特例承認あり(注4③)
国土交通省	37,890	815	2.15	0	
海上保安庁	96	3	3.13	0	
海難審判庁	232	7	3.02	0	
気象庁	4,616	93	2.01	3	注5
環境省	1,113	24	2.16	0	
人事院	680	15	2.21	0	
会計検査院	1,295	29	2.24	0	
立法機関合計	3,351	73	2.18	0	
衆議院事務局	1,266	28	2.21	0	
衆議院法制局	79	1	1.27	0	
参議院事務局	996	21	2.11	0	
参議院法制局	70	2	2.86	0	
国立国会図書館	940	21	2.23	0	
司法機関合計	23,729	532	2.24	0	
最高裁判所	1,028	22	2.14	0	
高等裁判所	1,750	39	2.23	0	
地方裁判所	16,176	364	2.25	0	
家庭裁判所	4,775	107	2.24	0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数及び知的障害者数の計であり、重度障害者(短時間勤務職員以外の身体障害者及び知的障害者)については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の省庁は、特例承認を受けている。

特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

① 総務省は、本年12月2日付けで消防庁と特例承認を受けた。この結果、障害者の数は110人、実雇用率2.11%、不足数0人となった。

② 文部科学省は、平成16年3月に文化庁と特例承認を受けている。

③ 経済産業省は、本年12月9日付けで中小企業庁、資源エネルギー庁及び原子力安全・保安院と特例承認を受けた。この結果、障害者の数は123人、実雇用率2.20%、不足数0人となった。

5 気象庁においては、本年6月以降障害者の採用が行われ、7月1日現在において、障害者の数は96人、実雇用率2.08%、不足数0人となっている。

6 公正取引委員会においては、本年12月28日付けで障害者の採用を予定しており、その結果、障害者の数は13人、実雇用率2.35%、不足数0人となる予定である。